

(別添)

## 1 補助対象となる事業・実施時期

事業名	補助対象となる事業・実施時期
地域への定着支援事業	令和6年12月17日以降に承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所 ※令和8年4月1日から令和9年3月末までに発生した経費が補助対象 ※令和8年度の途中で承継または開業した場合には、診療を開始した日から起算して、令和9年3月末までに発生した経費が補助対象

## 2 補助対象となる承継のケースについて

ケース	補助対象 (※)	
開設者が個人の診療所で、管理者のみ変更	○	
開設者が法人の診療所で、管理者のみ変更	○	
開設者が自治体の診療所で、管理者のみ変更	○	
開設者が個人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が個人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	○
	管理者の変更を伴わない	×
開設者が国の診療所	×	

※管理者の変更のケースであっても、例えば同一法人内での人員配置の都合による管理者の変更など、補助対象としての疑義が生じる場合がありますので、そうした場合は、県地域医療課まで御相談ください。

### 3 補助対象経費等について

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費 ・備品費(単価50万円未満に限る。) ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア 診療日数1～129日 6,200千円+(71千円×実診療日数) イ 診療日数130～259日 6,200千円+(77千円×実診療日数) ウ 診療日数260日以上 6,200千円+(87千円×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	2/3

### 4 留意事項

- ・支出額、収入額ともに、現時点での見込額を記入してください。
- ・算定期間は、以下のとおりです。

区分	算定期間
令和8年3月31日までに承継・開業済み	令和8年4月1日～令和9年3月31日
令和8年4月1日以降に承継・開業済み	承継・開業した日～令和9年3月31日
今後、承継・開業の予定	承継・開業する日～令和9年3月31日